明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（最高裁四）　一
〔省　令〕
○電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（厚生労働一二九）　三
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五八）　四
〔告　示〕
○電離放射線障害防止規則第五十九条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する緊急作業を定める件（厚生労働四〇二）　六
○農業協同組合法施行規程の一部を改正する件（農林水産一九六九）
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一九七〇～一九七六）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人国立がん研究センター・独立行政法人国立循環器病研究センター・独立行政法人国立精神・神経医療研究センター・独立行政法人国立国際医療研究センター・独立行政法人国立成育医療研究センター・独立行政法人国立長寿医療研究センター・独立行政法人情報処理推進機構・独立行政法人国立環境研究所）、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　一〇七
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一二

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則を次のように定める。

平成二十三年十月十一日　最高裁判所

不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続に関し、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

（法第二十三条第一項の申出の方式等）

第二条　法第二十三条第一項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一　申出人の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る事件を特定するに足りる事項

三　申出人が法第二十三条第一項の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実

四　第二号の事件に係る営業秘密を構成する情報のうち、法第二十三条第一項の決定の対象とすべき事項に係るもの

五　法第二十三条第一項の決定を必要とする事情

2　前項の申出は、書面でしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、口頭でこれをすることができる。

3　法第二十三条第二項後段の通知は、第一項各号に掲げる事項を明らかにしてこれをしなければならない。

4　前項の通知は、書面でしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、口頭でこれをすることができる。

5　検察官は、第三項の通知をする場合において、第二項の規定により提出を受けた書面があるときは、当該書面を裁判所に提出しなければならない。

（法第二十三条第三項の申出の方式）

第三条　法第二十三条第三項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一　当該申出に係る営業秘密及びこれが営業秘密であることの基礎となるべき事実

二　当該申出に係る営業秘密を保有する者を特定するに足りる事項

三　当該申出に係る営業秘密を構成する情報のうち、法第二十三条第三項の決定の対象とすべき事項に係るもの

四　法第二十三条第三項の決定を必要とする事情

2　前項の申出は、書面でしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、口頭でこれをすることができる。

（公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する営業秘密構成情報特定事項の告知・法第二十三条）

第四条　検察官は、法第二十三条第一項の決定があった場合において、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、営業秘密構成情報特定事項のうち公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料するものがあるときは、裁判所及び被告人又は弁護人に対し、これを通知するものとする。

2　前項の規定は、法第二十三条第三項の決定があった場合において同項の申出をした者について準用する。この場合において、前項中「被告人又は弁護人」とあるのは、「相手方又はその弁護人」と読み替えるものとする。

3　前二項の通知は、書面でしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、口頭でこれをすることができる。